

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都
（氏名） A

上記被審人に対する令和元年度（判）第35号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金27万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和3年5月6日

2 事実及び理由

別紙のとおり

令和3年3月4日

金融庁長官 氷見野 良三

別 紙

(課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実(以下「違反事実」という。))

被審人は、石油、天然ガスの探鉱、開発に関する掘削及び建設工事等の請負等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていた日本海洋掘削株式会社(以下「日本海洋掘削」という。平成30年7月23日上場廃止)の社員であるが、その職務に関し、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が、更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした旨の重要事実(以下「本件重要事実」という。)を、遅くとも平成30年6月5日までに知りながら、法定の除外事由がないのに、本件重要事実の公表がされた同月22日より前の同月14日、B証券株式会社(以下「B証券」という。)を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において、自己の計算において、日本海洋掘削株式(以下「本件株式」という。)合計200株を売付価額合計28万4700円で売り付けたものである。

(違反事実認定の補足説明)

第1 争点

本件の争点は、被審人が平成30年6月5日までに本件重要事実を知ったか否かであるから、この点について補足して説明する(なお、違反事実のうち、その余の点については、被審人が積極的に争わず、そのとおりの事実が証拠により認められる。))。

第2 認定事実

後掲各証拠及び審判の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

1 被審人等(ただし、特に断らない限り、本件当時のものを指す。)

(1) 被審人

被審人は、日本海洋掘削の社員であるところ、Cに配属されると、当初、自己判断を要しない事務作業のみに従事していたが、平成30年1月以降、

同社の財務状況が悪化し、××××が増えたこともあって、その頃から、××××といった危機管理対応に関するサポート業務にも従事するようになった。

(2) 日本海洋掘削のCの体制等

日本海洋掘削のCは、長であるD、E及び被審人の××××であった。

Dは、C長として業務全体の管理を行っていたところ、業務を円滑に進めるため、週1回、主に部長会（常勤取締役、執行役員、各部室長及び各事業部長により構成され、各部室の事業成績等を報告する会議）に出席した後に30分程度の打合せを行い、E及び被審人に対し、部長会における報告事項等を伝達していたほか、随時、Cの業務内容やスケジュールに関する打合せを行い、E及び被審人との情報共有を図っていた。これらの情報共有は、DとEの二人で行われるときも、これに被審人を含めた三人で行われるときもあったが、少なくとも、Dが、被審人に対し、Eよりも先に情報を伝えることはなかった。

2 本件重要事実に係る決定

(1) 平成30年5月21日の法的整理に関する説明会に至るまでの経緯

ア 日本海洋掘削は、海洋掘削リグ（海洋掘削の機能を備えた船舶又は設備。以下「リグ」という。）を運用し、海上から海底下にある石油、天然ガスの貯留層まで掘り進める掘削工事の請負を主力事業としてきたが、原油市況の長期にわたる低迷により、その業績が悪化し、平成29年3月期の連結決算において、2期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。このような状況下において、日本海洋掘削は、同年6月頃、メインバンクであるF銀行から、財務状況の改善を図るための方策として、100億円を超える規模の増資により資金調達を行うよう求められたため、平成29年8月頃、日本海洋掘削の発行済株式総数の約×××パーセントを保有する株主であるG社と出資に係る交渉を行ったが、

G社が出資に応じないという立場を明らかにしたことを受けて、その頃、F銀行から、G社以外の出資者を見つけられなければ法的整理を検討せざるを得ないとの意向を示された。そこで、日本海洋掘削は、同年9月頃から、出資に前向きな姿勢を示したH社と出資に係る交渉を重ね、同年11月頃からは、H社による簡単なデューデリジェンスを受けるなどしていた。

イ しかしながら、日本海洋掘削は、その財務状況を改善できないまま、運用中のリグを含む一部の固定資産につき約151億円の減損損失を、建造中のリグにつき建造プロジェクト損失引当金繰入額として約171億円の特別損失を、他社とリース契約を締結して運用中のリグにつきリース契約損失引当金繰入額として約51億円の売上原価をそれぞれ計上し、その結果、平成30年3月期の連結決算において、3期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上するとともに、債務超過に陥る見込みとなったため、同年4月26日付けの「特別損失等の計上及び通期連結業績予想の修正並びに役員報酬の追加減額に関するお知らせ」において、その旨を公表した（なお、その後に公表された同年3月期の連結決算は、約114億円の営業損失、約120億円の経常損失及び約454億円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するとともに、約155億円の債務超過に陥ったというものであった。）。

ウ 日本海洋掘削は、H社と出資に係る交渉を続けていたが、その交渉は、上記イの公表を受けて難航するようになり、日本海洋掘削は、平成30年4月下旬頃、F銀行から、法的整理による再建について議論を深めるのがよいとの意向を再び示されるようになった。このような状況下においても、日本海洋掘削は、私的整理による再建を検討していたが、同年5月16日、F銀行との打合せにおいて、同行から法的整理による再建を検討するよう促されるとともに、同年7月31日を目途に再生手続開始の申立てをすることなどを内容とする「もし、万一、法的整理を申請すると仮定した場合

の想定スケジュール（仮）」と題する書面を交付されたことを受けて、私的整理による再建を目指すとしても、これと並行して、法的整理による再建も準備する必要があることを認識するに至った。

エ 日本海洋掘削の業務執行を決定する機関である役員Ⅰは、平成30年5月16日、F銀行との打合せの状況等（上記ウ参照）につき報告を受け、私的整理による再建の可能性に期待を抱きつつも、法的整理による再建に向かうならば約1か月後に迫った定時株主総会までに申立てをするほうがよいとの判断の下、弁護士から法的整理に関する説明を受けるよう指示し、その説明会（以下「法的整理に関する説明会」という。）は、同月21日に開催されることとなった。

(2) 法的整理に関する説明会の状況等

ア 日本海洋掘削は、平成30年5月21日午前9時30分頃から同日正午頃まで、法的整理に関する説明会を開催し、常務会（原則として常勤取締役及び常務以上の執行役員で構成され、取締役会に付議すべき事項等の経営上重要な事項を決議する会議。なお、常務会の招集及び進行は、Ⅰにおいて行われていた。）の構成員であるⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶらに加え、Ⅷ、Ⅸ及びⅩの各長らの出席の下、弁護士から、再生手続と更生手続の概要、相違点等について説明を受けた。

イ Ⅰは、一通りの説明を終えた弁護士から、再生手続と更生手続のどちらを選択するのか問われると、その他の出席者から更生手続を選択するほうがよいとの意見が複数出たことなどを踏まえ、「当社は、DIP型の会社更生手続をとる。その申立てに向けた準備を進める。」と発言し、更生手続開始の申立てに向けた準備を同社の業務として行う旨の決定をした。Ⅰの上記決定に対し、その他の出席者は異議を述べず、日本海洋掘削は、具体的な時期までは未定であるものの、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進

めることとなった。

(3) 更生手続開始の申立ての準備状況等

ア Iは、平成30年5月21日午後5時40分頃から同日午後6時20分頃まで、法的整理に関する説明会の出席者にDを加えた社内会議を招集し、日本海洋掘削が、具体的な時期までは未定であるものの、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを改めて確認した。

イ Iは、平成30年5月28日午後1時30分頃から同日午後2時30分頃まで、臨時常務会を招集し、常務会の構成員に加え、P、Q及びRの各長ら並びに弁護士が出席した。臨時常務会においては、出席者の一部から、事業再生ADRの利用を考えていないのかといった質問が出たが、これについても検討した結果、日本海洋掘削が、事業再生ADRを利用する可能性はなく、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを改めて確認するとともに、同月29日の取締役会において同社の定時株主総会を同年6月29日に開催するとの決議をすることを決めた。臨時常務会における議論等を通じて、Iは、株主に対する説明責任を果たすためには、更生手続開始の申立てを定時株主総会の日までに行わなければならないこと、F銀行が、同年5月25日、運用中のリグの一部に担保権を設定しており、これを否認するためには、更生手続開始の申立てを上記設定日の1か月後である同年6月25日までに行わなければならないことなどを知り、速やかに東京地方裁判所への事前相談を行う必要があることを認識するに至った。

ウ 日本海洋掘削は、平成30年5月30日、弁護士から、東京地方裁判所への事前相談の際に使用するメモ案及びプレゼン資料案を受領し、同月31日午前10時30分頃から同日午前11時15分頃まで、常務会の構成員に加え、P、Q及びRの各長ら、D並びに弁護士が出席した臨時常務会

において、弁護士に対し、できれば同年6月1日に東京地方裁判所への事前相談を行うよう依頼した。かかる依頼を受けた弁護士は、同日午後4時頃から同日午後4時45分頃まで、東京地方裁判所への1回目の事前相談を行い、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行う可能性があることなどを説明した。日本海洋掘削は、同日午後6時30分頃から同日午後9時頃まで、弁護士から、上記事前相談の状況等について報告を受けたところ、その内容は、最短で同月7日に更生手続開始の申立てをすることがあり得るが、それでは東京地方裁判所の準備期間が短すぎる、申立ての必要性及び相当性に関する説明資料の作成を求められているなどというものであった。

エ 日本海洋掘削は、平成30年6月4日午後4時30分頃から同日午後5時20分頃まで、東京地方裁判所への2回目の事前相談を行った。Kは、同日午後5時頃、Dに内線電話をかけ、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを行う可能性がある旨を告げた。

3 被審人が本件重要事実を知るに至った経緯等

(1) Dは、平成30年5月21日、Iの招集した社内会議に出席し、日本海洋掘削が、具体的な時期までは未定であるものの、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを知り、同月31日、臨時常務会に出席し、同年6月1日に弁護士が東京地方裁判所への事前相談に行くことを知り、更に同月4日午後5時頃、Kからの内線電話を受け、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを行う可能性があることを知った。

(2) Dは、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに至ったときの××××等について検討するため、平成30年6月5日午前10時15分頃から同日午前10時45分頃まで、Cの執務室とは別の個室において、Eとの打合せを行い、Eに対し、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開

始の申立てを行う可能性があるなどと説明した上で、今後、その公表日を定時株主総会前の取締役会の予定日である同月14日と想定して××××等の準備を進めることなどを伝えた。

- (3) Dは、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに至ったときの××××するため、平成30年6月5日、被審人に対し、同月14日における××××を確認するよう依頼し、被審人は、同月5日午前11時51分頃、D及びEに対し、××××の同月14日午後4時から同日午後8時までの××××を報告するメールを送信した。

その後、Dは、平成30年6月5日午後1時30分頃から同日午後2時頃まで、Cの執務室とは別の個室において、被審人との打合せを行った。

- (4) D及びEは、平成30年6月5日午後3時30分頃から同日午後4時20分頃まで、××××等のコンサルティング会社であるS社と電話会議を行い、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに至ったときの××××の準備とそのスケジュールについて話し合った。Eは、S社との電話会議の内容を踏まえ、公表日当日のタイムスケジュールとして、午後2時頃に更生手続開始の申立てに係る取締役会決議、午後3時頃に公表、その後に社員への説明と××××の準備、午後5時頃に記者会見をそれぞれ行うことなどを記載した「『会社更生法申請』について取締役会で決議される場合のスケジュール」と題する表を作成すると、同日午後4時4分頃、D及び被審人に対し、「開示日のスケジュール」という件名のメールに同表を添付して送信した。そして、D及び被審人は、その頃、同表の内容を確認した。

- (5) 被審人は、平成30年6月5日午後4時41分頃、D及びEに対し、上記(3)の××××を同日から××××する場合の条件について、「本日より、××××、××××」などと記載したメールを送信した。

- (6) Dは、平成30年6月5日午後5時25分頃から同日午後6時35分頃まで、Iの招集した社内会議に出席し、日本海洋掘削が、同月22日に更生手

続開始の申立てを行う方針であることを知った。

- (7) 被審人は、上記(3)の××××を××××し、平成30年6月5日午後6時56分頃、D及びEに対し、××××の写真データの保存場所をメールで送信した。
- (8) 被審人は、スマートフォンを用いて、平成30年6月5日午後7時15分頃、親族Tに対し、「実は今、転職活動してます、会社がマジやばくて」との内容のメッセージを送信し、その直後の同日午後7時16分頃、親族Uに対し、「会社がガチでやばい」との内容のメッセージを送信した。
- (9) Dは、上記(6)の社内会議の結果を踏まえ、平成30年6月6日、被審人に対し、同月22日に××××を××××するよう依頼し、被審人は、××××を改めて××××した。
- (10) 被審人は、平成30年6月7日、Dらとともに上記(9)の××××を××××し、その際、Dの指示で××××に立ち寄り、日本海洋掘削が同日公表した「『平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）』の一部変更について」及び「代表取締役および役員の異動ならびに組織変更に関するお知らせ」に係る資料を提供するなどした。

4 被審人による本件株式の売却

- (1) 被審人は、平成30年6月7日付けで、本件株式合計200株の売却を申請（以下「本件申請」という。）すること、日本海洋掘削のインサイダー取引防止規程に定める内部情報を知得していないことを誓約することなどを内容とする「自社株式等の売買申請書」（以下「本件申請書」という。）を作成し、同月8日、B証券において、自己名義の証券口座を開設した。
- (2) 被審人は、平成30年6月11日、日本海洋掘削の統括情報管理責任者に宛てて、本件申請書を提出し、上記責任者であるMは、同月12日、①同日から同月15日までに自社株式等の売買を完了すること、②新たに内部情報入手したときは自社株式等の売買を中止すること、③自社株式等の売買後

に「自社株式等の売買報告書」を提出することという条件を付して、本件申請を承認した。なお、本件申請書の「統括情報管理責任者使用欄」には、その決裁供覧の過程において、上記承認の理由として「C所属であるが、担当者レベルで『内部情報』は知得していない。」と記載された。

(3) 被審人は、平成30年6月14日、B証券を介し、東京証券取引所において、被審人名義で保有していた本件株式合計200株を売付価額合計28万4700円で売り付け、日本海洋掘削の総務部長に宛てて、その旨を記載した自社株式等の売買報告書を提出した。

5 本件重要事実に係る公表

日本海洋掘削は、平成30年6月22日、東京地方裁判所に更生手続開始の申立てを行い、T D n e t に掲載した「会社更生手続開始の申立て等に関するお知らせ」において、その旨を公表した。

第3 判断

1 被審人の主張の概要

被審人は、本件重要事実を知った時期は、平成30年6月19日であり、同月5日までに本件重要事実を知った事実はないと主張する。そこで、以下、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした時期についての検討を踏まえつつ、被審人が本件重要事実を知った時期について検討する。

2 法令の定め

上場会社等の関係者が一般投資家の知り得ない内部情報を不当に利用して当該上場会社等の特定有価証券等の売買等を行うことは、証券取引市場における公平性、公正性を著しく害し、一般投資家の利益と証券取引市場に対する信頼を著しく損なうことから、法第166条第1項第1号は、当該上場会社等の役員、代理人、使用人その他の従業者が、当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実をその者の職務に関し知ったときは、当該業務等に関する重要事実の

公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならないと規定する。また、同条第2項第1号は、当該業務等に関する重要事実として、当該上場会社等の業務執行を決定する機関が「次に掲げる事項」を行うことについての「決定」をしたことをいうと規定し、「次に掲げる事項」の一つとして、更生手続開始の申立て（同号ヨ、金融商品取引法施行令第28条第8号）を掲げる。

そして、更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」（法第166条第2項第1号柱書き）とは、当該上場会社等の業務執行を決定する機関において、当該申立てそれ自体や当該申立てに向けた作業等を会社の業務として行う旨を決定したことをいうものであり、当該決定をしたというためには、当該申立ての実現を意図して行ったことを要するが、当該申立てが確実に実行されるとの予測が成り立つことは要しないと解される（最高裁平成10年（あ）第1146号、第1229号同11年6月10日第一小法廷判決・刑集53巻5号415頁参照）。

さらに、当該上場会社等の関係者が重要事実を「知った」（法第166条第1項柱書き）というためには、当該上場会社等の業務執行を決定する機関が重要事実についての決定をしたとの未必的な認識があれば足り、当該決定が確実に実行されるとの認識までは不要である上に、その事実の重要部分に係る事実の認識があれば足りると解される。

3 検討

(1) 本件重要事実に係る決定の時期について

前記第2の2(1)、(2)によれば、日本海洋掘削は、平成30年3月期の連結決算において、3期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上するとともに、債務超過に陥る見込みとなったことなどから、同年4月下旬以降、メインバンクであるF銀行から法的整理による再建を検討するよう促されていたところ、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関で

あるIは、同年5月21日午前9時30分頃から同日正午頃まで、法的整理に関する説明会に出席し、弁護士から再生手続と更生手続の概要、相違点等について説明を受けた上で、その席上において「当社は、DIP型の会社更生手続をとる。その申立てに向けた準備を進める。」と発言し、更生手続開始の申立てに向けた準備を同社の業務として行う旨の決定をしたことが認められる。

そして、日本海洋掘削は、平成30年5月30日、弁護士から東京地方裁判所への事前相談の際に使用するメモ案及びプレゼン資料案を受領し、同年6月1日、東京地方裁判所への1回目の事前相談を行っており（前記第2の2(3)ウ参照）、これらの更生手続開始の申立てに向けた具体的な準備が、Iの上記発言から10日余りという短期間のうちに進展したことや、日本海洋掘削が、当初、上記相談から僅か6日後の同月7日に更生手続開始の申立てをすることも視野に入れた検討をしていたこと（前記第2の2(3)ウ参照）などに照らせば、Iが更生手続開始の申立てに向けた準備を同社の業務として行う旨の決定をした同年5月21日において、Iは、更生手続開始の申立ての実現を意図していたということができ、また、日本海洋掘削の当時の財務状況（前記第2の2(1)アないしウ参照）も併せ考慮すれば、日本海洋掘削がその申立てに及ぶ可能性も相当程度あったといえることができる。

これらの事実に照らせば、遅くとも、Iが更生手続開始の申立てに向けた準備を同社の業務として行う旨の決定をした平成30年5月21日までに、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての「決定」（法第166条第2項第1号柱書き）をしたと認めるのが相当である。

(2) 被審人が本件重要事実を知った時期について

前記第2の3(1)ないし(4)によれば、①日本海洋掘削のC長であるDは、平成30年5月21日、社内会議に出席し、日本海洋掘削が、具体的な時期ま

では未定であるものの、今後、更生手続開始の申立てに向けて、弁護士に依頼の上、東京地方裁判所に事前相談を行うなどの準備を進めることを知り、同月31日、臨時常務会に出席し、同年6月1日に弁護士が東京地方裁判所への事前相談に行くことを知り、更に同月4日午後5時頃、Kからの内線電話を受け、その申立ての時期が同月29日の定時株主総会前となる可能性があることを知ったこと、②Dは、同月5日午前10時15分頃から同日午前10時45分頃まで、Eとの打合せを行い、Eに対し、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを行う可能性があるなどと説明し、次いで、同月5日午後1時30分頃から同日午後2時頃まで、被審人との打合せを行ったこと、③被審人は、同日午後4時4分頃、Eから「開示日のスケジュール」という件名で「『会社更生法申請』について取締役会で決議される場合のスケジュール」と題する表を添付したメールを受信し、その頃、同表の内容を確認したことがそれぞれ認められる。

そして、「『会社更生法申請』について取締役会で決議される場合のスケジュール」と題する表は、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行う旨の取締役会決議を行った場合の公表に関するスケジュールについて、午後2時頃に更生手続開始の申立てに係る取締役会決議、午後3時頃に公表、その後に社員への説明と××××の準備、午後5時頃に記者会見をそれぞれ行うなどという具体的な内容を記載したものであり（前記第2の3(4)参照）、その内容の重要性から、秘密保持が特に強く求められるものといえる。そうすると、このような表を添付したメールが、事前に説明を受けていない者に対し、突然送信されたとは到底考えられないのであって、前記第2の3(2)、(3)のとおり、Dが、平成30年6月5日午前10時15分頃から同日午前10時45分頃まで、Cの執務室とは別の個室において、Eとの打合せを行い、Eに対し、日本海洋掘削が同月29日の定時株主総会までに更生手続開始の申立てを行う可能性があるなどと説明し、次いで、同月5日午後1時30分頃か

ら同日午後2時頃までの間、Cとは別の個室において、被審人との打合せを行ったことも併せ考えれば、被審人は、その打合せにおいて、Dから、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに向けた準備を同社の業務として行うことに関する一応の説明を受けた可能性が高いものと認められる（なお、Dによる説明は、Eと被審人に対してそれぞれ個別に行われているところ、このような措置は、両名の職責の違いを考え、被審人に対する説明をEに対する説明よりも情報の量、内容ともに限られたものとするためのものであった可能性をおよそ否定することまではできないが、上記のとおり、「『会社更生法申請』について取締役会で決議される場合のスケジュール」と題する表が、全く事情を知らない者に対し、突然提供されたとは到底考えられないことからすれば、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに向けた準備を同社の業務として行うということを理解できる程度には具体的な説明を受けた可能性が高いものと認められる。）。

そして、被審人は、平成30年6月5日午後4時4分頃、Eから、「『会社更生法申請』について取締役会で決議される場合のスケジュール」と題する表を添付されたメールを受信し、その頃、その内容を確認したものであるところ、更生手続開始の申立日の予定まで既に検討されているという同表の内容に鑑みれば、同表は、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行う現実的な可能性があることをうかがわせるものであったといえる。その上、被審人が、××××といった危機管理対応に関するサポート業務に従事していたこと（前記第2の1(1)参照）にも照らせば、そのような表の内容を確認した時点において、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てに向けた準備を同社の業務として行う旨の決定をしたことについて認識することが通常であるから、被審人は、遅くとも、Eから同表を添付した同日午後4時4分頃のメールを受信し、同表の内容を確認したときまでに、その職務に関し、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申

立てを行うことについての決定をした旨の本件重要事実を「知った」（法第166条第1項柱書き）ものと認められる。

(3) 被審人の主張について

これに対し、被審人は、①平成30年6月5日にDと打合せをした際に知らされた情報は、被審人の職責に応じた必要最低限のものにすぎず、被審人が、同日、その職務に関して知った情報は、Eから受信したメールの内容のみであったから、その時点においては、更生手続開始の申立てを行うことが決まったとは認識しておらず、最悪の場合に生じ得る可能性の一つにとどまると認識していた、②日本海洋掘削に本件申請書を提出し、本件株式の売却が内部者取引に当たるか確認を求めたところ、同月12日、「C所属であるが、担当者レベルで『内部情報』は知得していない。」との理由で承認された、③日本海洋掘削が同月7日に公表した「平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）の一部変更について」及び「代表取締役および役員の異動ならびに組織変更に関するお知らせ」を受けて、その頃、退職を決意していたから、本件株式を売却した理由は退職準備の一環にすぎない、などと主張する。

ア ①更生手続開始の申立ては最悪の場合に生じ得る可能性の一つにとどまると認識していたとの主張について

上記(2)のとおり、被審人は、平成30年6月5日午後1時30分頃からのDとの打合せにおいて、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに向けた準備を同社の業務として行うことに関する一応の説明を受けた可能性が高く、更に同日午後4時4分頃、Eから、「『会社更生法申請』について取締役会で決議される場合のスケジュール」と題する表を添付したメールを受信し、その頃、その内容を確認したものであり、同表は、日本海洋掘削が更生手続開始の申立てを行う現実的な可能性があることをうかがわせる内容であったから、被審人が、Eから同表を添付した同日午後4時4分頃

のメールを受信し、同表の内容を確認したときにおいても、更生手続開始の申立てが最悪の場合に生じ得る可能性の一つにとどまるとの認識しか有していなかったとは考え難い。しかも、被審人は、その約3時間後の同日午後7時15分頃、親族Tに対し、「実は今、転職活動してます、会社がマジやばくて」との内容のメッセージを送信し、その直後の同日午後7時16分頃、親族Uに対し、「会社がガチでやばい」との内容のメッセージを送信しているところ（前記第2の3(8)参照）、これらのメッセージは、その送信日時や内容のほか、親族Tと親族Uに宛ててそれ以前のやり取りとは無関係な内容のメッセージが連続で送信されていることなどに照らし、被審人が、同日、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした旨の本件重要事実を知ったことを強く推認させるものといえる。

そうすると、被審人は、遅くとも平成30年6月5日までに、その職務に関し、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした旨の本件重要事実の少なくとも重要部分を知ったものと認められ、被審人の主張①は、かかる認定、判断を左右するものではない。

また、上記2において述べたとおり、上場会社等の関係者が重要事実を「知った」（法第166条第1項柱書き）というためには、当該上場会社等の業務執行を決定する機関が重要事実についての決定をしたとの未必的な認識があれば足り、当該決定が確実に実行されるとの認識までは不要であるから、被審人の主張する事実を前提としても、被審人は、遅くとも平成30年6月5日までに、日本海洋掘削の業務執行を決定する機関が更生手続開始の申立てを行うことについての決定をした旨の本件重要事実について、少なくとも、未必的な認識を有していたものと認められる。

したがって、被審人の主張①は、採用することができない。

イ ②日本海洋掘削から本件株式の売却につき承認を得たとの主張について
前記第2の4(2)のとおり、日本海洋掘削は、平成30年6月12日、本件申請に係る本件株式合計200株の売却を承認し、本件申請書の「統括情報管理責任者使用欄」には、上記承認の理由として、「C所属であるが、担当者レベルで『内部情報』は知得していない。」と記載されているが、上記(2)のとおり、被審人が、同月5日、Dから日本海洋掘削が更生手続開始の申立てに向けた準備を同社の業務として行うことに関する一応の説明を受けた可能性が高く、さらに、Eから「『会社更生法申請』について取締役会で決議される場合のスケジュール」と題する表を受領し、その内容を確認したことからすれば、被審人が本件重要事実を知っていたことは明らかである。このような被審人の認識状況に照らせば、日本海洋掘削が、同月12日時点において、上記承認を行うべき状況にあったとはいえないにもかかわらず、上記承認が、本件申請書の提出の翌日である同日にされたこと（前記第2の4(2)参照）に鑑みると、上記承認は、内部者取引に当たるか否かについての十分な調査、検討を経たものではなかった可能性を否定できず、相当であったとは認め難いから、上記承認の存在のみをもって、被審人が本件重要事実を知ったとの認定が左右されることはない。

したがって、被審人の主張②は、採用することができない。

ウ ③本件株式を売却した理由は退職準備の一環にすぎないとの主張について

被審人は、退職準備の一環として本件株式を売却したにすぎないと主張し、かかる主張は、本件重要事実を知ったから売却したものではないことをいう趣旨と理解できるが、上場会社等の関係者が当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知ったときに禁止される「当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買」（法第166条第1項柱書き）については、重要事実を知ったから売買したという因果の流れは不要であると解される上、

被審人の主張する事実が存在したとしても、かかる事実は本件重要事実を知って本件株式を売却した事実と両立するものであるから、本件株式を売却した時点において、被審人が本件重要事実を知っていたとの認定を妨げるものではない。

したがって、被審人の主張③は、採用することができない。

エ その他、被審人は、日本海洋掘削が平成30年6月7日に公表した「平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）の一部変更について」には、同社の資金繰りが困難となる可能性があることなどが記載されていたから、市場関係者に対する警鐘は適切にされていたなどと主張し、これを根拠として内部者取引に当たらないと主張するようであるが、同日時点における市場関係者の認識は、日本海洋掘削が法的整理を選択する可能性があるという抽象的な推測にとどまり、被審人が本件重要事実を知っていたこととは次元を異にするから、被審人の主張は、採用することができない。

オ 以上によれば、平成30年6月5日までに本件重要事実を知らなかった旨の被審人の主張は、いずれも採用できない。その他、関係各証拠を精査しても、被審人が同日までに本件重要事実を知ったという上記(2)の認定、判断を覆すに足りる的確な証拠はない。

4 結論

よって、被審人について、違反事実に掲げたとおりの事実が認められる。

(法令の適用)

法第175条第1項第1号、第166条第1項第1号、第2項第1号ヨ、第176条第2項、金融商品取引法施行令第28条第8号

(課徴金の計算の基礎)

課徴金の計算の基礎となる事実については、被審人が積極的に争わず、そのとおりの事実が認められる。

1 法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、

当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格（58円）に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(1,423円 \times 100株 + 1,424円 \times 100株) - (58円 \times 200株)$$

$$= 273,100円$$

- 2 法第176条第2項の規定により、上記1で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、270,000円となる。